

## 第 108 委員会規約

平成 14 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 5 月 17 日改訂

平成 25 年 12 月 4 日改訂

平成 28 年 5 月 31 日改訂

第1条 (名称) この委員会は、第 108 委員会 (以下委員会という) と称する。(英文は、対外的にのみ The National Committee of Japan for IEC/TC108)

第2条 (事務局) 委員会の事務局は、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会がこれにあたる。

第3条 (目的) 委員会は、日本工業標準調査会が I E C に関して行う業務のうち、主として T C 108 (オーディオ・ビデオ、情報技術、通信技術分野における電子機器の安全性) に関する業務について、同調査会に積極的に協力して、同分野の国際標準化に尽くすとともに、国内規格 (電気用品安全法技術基準及び JIS) との整合化のための調査・検討を行うことを目的とする。

備考：国内的には、電気用品調査委員会 (事務局：一般社団法人 日本電気協会) の下部組織であり、対外的には、IEC/TC108 国内委員会 (日本工業標準調査会よりの委託) の機能を果たす。

第4条 (事業) 委員会は、担当分野における次の事業を行う。

- (1) IEC 規格に係わる事項の審議・答申、日本原案の作成
- (2) 国際会議への代表派遣
- (3) 電気用品技術基準及び JIS の IEC 規格への整合化に必要な調査・検討及び原案作成
- (4) 国内関係組織及び IEC 本部、関係各国との連絡・情報交換
- (5) その他第 3 条の目的達成のため必要な事項

第5条 (委員会構成) 委員会は、学会、官界、及び業界の有識者をもって組織し、委員長 1 名、副委員長 2 名以内、幹事若干名、監事 1 名の役員を置く。委員長、副委員長、監事は委員の互選による。幹事は、委員長が任命する。

委員長、副委員長、幹事、監事の任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げない。

又、委員会は、若干名の特別会員を置く事ができる。その任期は役員と同様 2 年とし、重任を妨げない。

第6条 （幹事会）幹事会は委員会活動における全体推進・調整機関として全体活動計画の立案、分科会活動の全体調整等を行う。幹事会委員は委員長、副委員長、幹事、監事及び分科会主査で構成される。幹事会は、必要に応じ、委員に対して参加を求める事がある。

第7条 （分科会）必要に応じ、委員会に分科会を設ける。分科会は、若干名をもって構成し、第4条の事業に関する専門的の事業について調査、審議を行う。分科会の主査は、委員会の委員の中から委員長がこれを委嘱し、分科会委員は、主査の推薦および委員の参加の意思表示により、委員長が委嘱する。

第8条 （委員会）委員会会議は、委員長が招集し、毎年5月に定例委員会を開催するほか必要に応じ随時開催する。幹事会会議は、委員長が招集し、必要に応じ随時開催する。分科会会議は、主査が招集し、必要に応じ随時開催する。

第9条 （国際会議）国際会議に参加する委員は、国際標準の作成に積極的に寄与し、日本意見の反映に努める。エキスパートの参加は委員会にて承認し、オブザーバの参加は、分科会の推薦を得て委員会で承認する。

第10条 （経費）第4条に定める事業遂行のための委員会運営の諸経費、ならびに国際会議への専門家等の派遣に要する経費は、原則として、別の分担規程で定める分担金で賄うものとする。ただし、日本工業標準調査会その他の関係組織から補助金が支給される場合は、それを優先して使用する。

第11条 （報告）委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。委員会は、毎年5月の定例委員会において、当該年度の事業報告ならびに収支決算書の報告を行う。

第12条 （改廃）本規約の改廃は、定例委員会の議を経て行う。

第13条 （実施）本規約は、平成14年4月1日より実施する。

制定：平成 14 年 4 月 1 日

改訂：平成 21 年 4 月 1 日

- ・ 第 8 条と第 9 条の間に、新たに第 9 条（国際会議）に関する項目を追加した。
- ・ 旧第 9 条、10 条、11 条、12 条は、それぞれ第 10 条、11 条、12 条 13 条と条項名のみ変更した。

改訂：平成 22 年 11 月 25 日

- ・ 第 5 条に特別会員の任期を追加した。

改訂：平成 22 年 11 月 25 日

- ・ 第 6 条に幹事会への委員参加の内容を追加した。

改訂：平成 24 年 5 月 17 日

- ・ 第 2 条の名称を一般社団法人に変更した。

改訂：平成 25 年 12 月 4 日

- ・ 第 3 条の名称「電気用品等規格・基準国際化委員会」を「電気用品調査委員会」に、又「社団法人日本電気協会」を「一般社団法人日本電気協会」に、変更した。

改訂：平成 28 年 5 月 31 日

- ・ 第 5 条の委員会構成の副委員長の人数を「2 名」から「2 名以内」に変更した。

以上